

0001

卷之三

鳥取縣公報

本書ノ太キサ
定規格A罗

昭和十六年三月二十二日

縣令

大正三年四月鳥取縣令第四十號鳥取縣立倉吉農學校學則中左ノ通改正ス
昭和十六年三月二十二日

第一章 感訓

第一條 本校ハ實業學校令第二條ノ趣旨ニヨリ農業教育ヲ爲スヲ以て目的ベ

二三、是之

第三條 學年ハ、四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ヒ

第二學期 八月一日二始マリ十二月三十日二終

三 開校記念日 六月五日
四 春季休業日 自三月二十七日至四月五日
五 夏季實習訓練期間 自七月二十二日至八月三十一日
六 冬季休業日 自十二月二十六日至翌年一月八日

鳥取縣公報

火金曜日發行 每週

休日ニ當ルノ
時ハ翌日

昭和十六年三月廿二日
第千二百十七號

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

00015

第七條 學科目、學科課程及授業時數
年又ハ實習ヲ課セザル期間其ノ他特別ノ必要アル場合ニ限
リ學校長ハ三十時ヲ超過セサル範圍内ニ於テ每週教授時數
ヲ臨時増減スルコトヲ得

第八條 (削除)

第九條 第二條第三項ニ依リ在學スル者ニ課スヘキ學科目、程度
及毎週教授時數ハ學校長之ヲ定ム

第四章 入學退學

第十條 生徒ヲ入學セシムベキ時期ハ學年ノ始メヨリ三十日以内
トシ

募集期日及人員等ハ其都度之ヲ廣告ス

第十一條 入學志願者ハ年齢十四年以上ノ男子ニシテ修業年限二
箇年ノ高等小學校又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有シ成業ノ見
込確實ナル者ニ限ル

前項ノ入學志願者ニシテ高等小學校ヲ卒業セザル者ニ就キ
テハ高等小學校卒業ノ程度ニ依リ讀書、作文、算術、國史
地理、理科ニ就キ其ノ學力ヲ検定ス

第十二條 第一學年入學志願者ノ數、入學セシムヘキ人員ヲ超過
スルトキハ出身小學校長ノ報告ニ基キ人物考查並身體檢查
ノ成績ヲ參照シテ之ヲ撰拔ス

第十三條 本科第二學年以上ニ入學ヲ許スヘキ者ハ相當年齡ニ達
シ前各學年ノ課程ヲ卒リタル者ト同等ノ學力ヲ有スル者タ
ルヘシ 前項入學者ノ學力ハ前各學年ノ程度ニ於テ其ノ各
學科目ニ就キ之ヲ検定ス

第十四條 退學シタル者一箇年以内ニ再入學ヲ志願シタルトキハ
原學年以下ノ學年ニ入學ヲ許可スルコトアルヘシ
第十五條 他ノ同種ノ學校ヨリ轉入學ヲ希望スル生徒アルトキハ
缺員アル場合ニ限リ之ヲ許可スルコトアルヘシ
第十六條 入學志願者ハ第一號書式ノ願書ニ入學考査料貳圓ヲ添
付シ出身小學校長ヲ經由シテ學校ニ差出スヘン
親權者若クハ後見人ノ住所學校ヲ距ルコト一里以外ニ在ル
トキハ別ニ一里以内ニ居住シ身許確實ナル者ヲ代理者ト定
メ誓約書ニ連署セシムルヲ要ス 但シ倉吉町ハ之ヲ一里以
内ト見做ス
親權者後見人若ハ代理者ニ移動ヲ生シタル時ハ退學ナク學
校長ニ届出スヘシ
以上出席セサルトキハ學校長ハ其ノ學年間之ニ休學ヲ命ス
ルコトヲ得
第十九條 生徒退學セムトルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ親權者若
クハ後見人連署ニテ學校長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ
第二十條 學校長ハ左ノ各號ノニ該當スル者ニハ退學ヲ命ス
一 性行不良ニシテ改悛ノ見込ナシト認メタル者
二 學力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
三 (削除)

第三十條 授業料ハ毎月十日迄ニ納ムヘシ 但シ一月及四月ハ十
五日マデトス

休業若ハ休學全月ニ涉リタルトキハ其ノ月ノ授業料ハ之ヲ
徴收セス

第三十一條 (削除)

第三十二條 (削除)

第三十三條 授業料納期後五日ヲ過キ仍納メサルトキハ出席ヲ停
止ス 但シ出席停止中ト雖授業料ヲ免セス

第三十四條 寄宿苦生徒ハ學校長ノ定ム所ニ依リ食費及宿費ヲ
納付スヘシ

第三十五條 寄宿苦生徒ハ學校長ノ定ム所ニ依リ食費及宿費ヲ
納付スヘシ

第三十六條 入學費ハ退學セシムルハ生徒ノ希望又ノ學校ノ命令
代理人ノ連署ヲ以テ學校長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第三十七條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第三十八條 本令施行ニ關スル細則ハ學校長之ヲ定ム

第三十九條 本令施行ノ際現ニ在學スル農業科生徒ニ課スヘキ學
科目及其ノ程度ニ關シテハ學校長ニ於テ從前ノ規定ヲ斟酌
シテ之ヲ定ム

農業科學科課程及教授時數

學科目	學年	第一學年	第二學年	第三學年
課程及時數	每週	課	程	課
教授時數	每週	課	程	課
授業料	第一學年	第一學年	第二學年	第三學年

第二十八條 授業料ハ一箇月參圓八拾錢トス 但シ他府縣ヨリ通
學スル者若ハ本校ニ在學スル爲特ニ本縣ニ住居ヲ有スル者
ニ在リテハ四圓六拾錢トス

第二十九條 (削除)

第二十六條 左ノ各號ノニ該當スル者アル時ハ學校長ニ於テ之
ヲ褒賞スルコトアルヘシ
一 操行善良ニシテ他ノ模範トナルヘキ者
一 學業優秀ニシテ他ノ成績抜群ノ者
一 奇篤ノ行爲アリタル者

第二十七條 學校ノ内外ヲ問ハス生徒タルノ本分ニ違背シタル者
ハ其ノ情狀ニ依リ學校長ニ於テ左ノ懲戒ニ處ス

一 謙慎 一 停學 一 退學

第七章 授業料

農業科學科課程及教授時數

00017

農業工學	土壤及肥料	病蟲害	作物	體操	外國語	地理及歷史	博物	物理及化學	數學	國語	公民科	物理及化學	數學	國語	公民科	修身
					二一 英支 那語	三 普通作物	三 動植物	二 化物	四 幾代	四 習作	講	一 ノ公民生活	二 ノ公民生活	一 ノ公民生活	一 ノ公民生活	一道德ノ要旨
一機農械具	二肥土料壤	一植物病蟲理	一蔬菜園藝	一武體操、教遊戲	一英支那語	二日本地理	二地移東洋史	一化物	二幾代	三作	講	二地東洋史	三作	物理化學	二物理化學	一道德ノ要旨
二農測	二農業土木量	一特用作物	一西國地理	一武體操、教遊戲	一英支那語	二植民地衛	二氣象	三氣角	二何數	三文讀	文讀	二國西洋史	二作	一氣象	二公民生活ノ	一道德ノ要旨

00018

農業工學	土壤及肥料	病蟲害	作物	體操	外國語	地理及歷史	博物	物理及化學	數學	國語	公民科	物理及化學	數學	國語	公民科	修身
					二一 英支 那語	三 普通作物	三 動植物	二 化物	四 幾代	四 習作	講	一 ノ公民生活	二 ノ公民生活	一 ノ公民生活	一 ノ公民生活	一道德ノ要旨
一機農械具	二肥土料壤	一植物病蟲理	一蔬菜園藝	一武體操、教遊戲	一英支那語	二日本地理	二地移東洋史	一化物	二幾代	三作	講	二地東洋史	三作	物理化學	二物理化學	一道德ノ要旨
二農測	二農業土木量	一特用作物	一西國地理	一武體操、教遊戲	一英支那語	二植民地衛	二氣象	三氣角	二何數	三文讀	文讀	二國西洋史	二作	一氣象	二公民生活ノ	一道德ノ要旨

修身	學年	學科課程及每週教授時數表	實驗	實驗	計	植民	農業經濟	林業	農產製造	獸醫	畜產	農業經濟	林業	農產製造	養蠶	畜產	農業工學
一道德要旨	第一學年	時數授課時數表	時定不	時定不	二九	一植民總論	一林學通論	一	一	一	二畜產客論	一	一	一	一	一	一
一同上	第二學年	時數授課時數表	時定不	時定不	二八	一情植民地事	一農業法規	一利保造	一護林	二	二	二	二	二	二	二	二
一同上	第三學年	時數授課時數表	時定不	時定不	二八	一大陸農業政策指導	一大陸農業政策指導	一大陸農業政策指導	一大陸農業政策指導	二	二	二	二	二	二	二	二

修身	學年	拓植科學課程及教授時數	實習	實驗	計	農業經濟	林業	農產製造	養蠶	畜產	農業工學
一道德要旨	第一學年	時數授課時數表	時定不	時定不	二八	一	一	一	一	一	一
一同上	第二學年	時數授課時數表	時定不	時定不	二八	一	一	一	一	一	一
一同上	第三學年	時數授課時數表	時定不	時定不	二八	一	一	一	一	一	一

00019

農用工學		土壤及肥料	病蟲害	作物及園藝	體操	英語	地理及歷史	博物	物理及化學	數學	國語	公民科
				三	四	二	二	三	二	二	三	
				普通作物	武教體練遊戲操	作譯文讀	外國歷史地理	動植物	化物學理	幾代何數	習作講字文讀	
		二	一	二	四	二		一	三	三	二	一
肥料		害蟲	植物病蟲理	蔬菜特用作物園藝物	同上	作譯文讀		衛生生理	化物學理	同上	作講文讀	ノ要旨生活
		料壤										
一				二	四	○一			一氣象	二珠測三	二作講	二同
土農農				育果樹園種藝	同上	譯讀						
木業具										算量角	文讀	上

第一號書文

某儀御校何科第何學年二入學志願二付御許可相成度履歷書及入學
考査料何程相添一此段相願候也

00027

本籍	府縣郡市町村番地	寄留	(同上)
抽者共ニ於テ引受可申候也	親權者若ハ後見人氏	鳥取縣立倉吉農學校長	何某殿
前書ノ通瀬等致サスヘキハ勿論尙本人在學中ニ係ル一切ノ事件ハ	中途退學仕間敷候テ 誓約如件	本籍	府縣郡市町村番地
印紙	誓 約 書	寄留	(同上)
戶主(親族關係)	名 印	印	月 日
第三號書式	卒業證書	右者本校農業科拓殖科ノ課程ヲ履修シ正ニ其ノ業ヲ卒ヘタリ依テ 之ヲ證ス	生年月日
第二號書式	姓 氏	姓 氏	名 印
第何號	年	印月校	印
鳥取縣立倉吉農學校長位勳爵氏	名 印	鳥取縣立倉吉農學校長位勳爵氏	名 印

第三號書式	鳥取縣立倉吉農學校長 何 某殿		寄留 (同 上)
	親權者若ハ後見人 氏	名 印	
右者本校農業科拓殖科ノ課程ヲ履修シ正ニ其ノ業ヲ卒ヘタリ依テ 之ヲ證ス	卒業證書	生年月日	
印月校	氏	名 印	
年	日	日	
鳥取縣立倉吉農學校長位勳爵 氏			
第何號			

農林水產業調查規則施行細則左ノ通改

昭和十六年三月二十二日

鳥取縣訓令甲第四號

訓令

鳥取縣知事

市町村長

農林水産業調査規則施行細則

第一條 農林水産業調査規則(以下規則ト稱ス)第一條ニ依ル申告ハ各調査期日後二日以内ニ之ヲ爲サシムベシ

第二條 市町村長ハ規則第二條ノ規定ニ依ル結果表並ニ規則第三條乃至第七條ノ規定ニ依ル報告ヲ豫メ配付スル用紙ヲ用ヒテ作成シ各表所定ノ期限迄ニ遲滞ナク知事ニ提出スペシ

第三條 市町村長ハ農林水産業調査ニ於テ規則第八條ノ規定ニ依リ資料ヲ蒐集シタルモノニ付テハ該表備考欄ニ其ノ旨附記スベシ

第四條 規則第九條ノ規定ニ依ル調査區ノ設定認可申請書ハ別記様式第一號ニ依ルベシ

第五條 市町村長ハ農林水産業調査員タルニ適當ト認ムル資源調查員ヲ選定シ別記様式第二號ニ依リ知事ニ内申スペシ

第六條 市町村長ハ農林水産業調査員ニ就キ農林水産業調査指導員タルニ適當ト認ムル者ヲ選定シ別記様式第三號ニ依リ知事ニ内申スベシ

第七條 市町村長ハ規則第十三條ノ規定ニ依ル監査ノ爲別記様式第四號ノ農林水産業調査事務監査簿ヲ備ヘ置ケビ

監査ノ結果監査員ヨリ指示又ハ注意ヲ受ケタル事項アルトキハ速ニ之ヲ整理シ其ノ顛末ヲ監査簿相當欄ニ記入スルト共ニ知事ニ報告スベシ

第八條 市町村長ハ別記様式第五號ノ農林水産業調査員名簿及別

第九條 市町村長ハ農林水産業基本調査申告書ニ依リ各調査區每

前項名簿ノ記載事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ加除訂正スベシ

第十條 市町村長ハ農林水産業調査員ノ耕作ニ屬スル耕地面積、各種作物ノ

耕作地名寄帳ノ記載事項ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ都度加除訂正スベシ

第十一條 農林水産業調査員ノ手當ハ其ノ調査區域ノ農林水產業者數三十未滿ハ一人一箇年最低額十圓トシ、三十以上ハ調査区域ノ該當者數ヲ標準トシ相當遞加スペシ

第十二條 農林水産業調査員申告書用紙ノ配付ハ申告書ノ蒐集ニ當リテハ別ニ定ムル統計調査員徽章ヲ佩用セシム且ツ懇切叮寧ニ調査ノ事項及其ノ目的等ヲ説明シ正確ナル申告ヲ求メシムベシ

第十三條 農林水産業調査員ノ指導訓練ハ農林水産業調査員ヲシテ之ヲ爲サシムベシ但シ縣統計職員ヲシテ之ヲ爲サシムコトアルベシ

第十四條 市町村長ハ左ノ方法ニ依リ管内ニ於ケル統計思想ノ普及發達ニ努ムベシ

一 市役所掲示場、町村役場掲示場、展覽會、品評會、共進會、常會、學校等多數人ノ集合スル場所ニ統計表ヲ掲示スルコト

二 休日又ハ夜間等ヲ利用シ通俗統計談話會ヲ開催スルコト

三 統計講習會、統計講話會ヲ開催スルコト

四 市町村勢一覽ヲ印刷シ市町村會議員、區長、學校、青年團等ヘ成ルベク多數配付スルコト

（注意）

一 調査區ハ一人ノ調査員一日中ニ區内農林水産業者ニ申告書用紙ノ配付又ハ申告書ノ蒐集ヲ完結シ得ルヲ程度トスルコト

二 調査區ノ區域ハ大字、小字等地理上獨立ノ稱呼ヲ有スル區域ニ依リ之ニ依リ難キトキハ山岳、丘陵、河川、溝渠、道路、通路、鐵道、電信電話線等判明ナルモノヲ以テ境界トシ且ツ可成農事實行組合、養蠶實行組合等ノ區域ト一致セシムル様スルコト

三 調査區番號順ニ記載スルコト 尚町村組合ニ在リテハ調査區番號ハ各町村毎ニ第一號ヨリ始ムルコト

様式第二號

知事 年 月 日 何市(何郡何町、村)長 氏 名 ㊞

(別記)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十五年三月縣訓令甲第四號ハ之ヲ廢止ス 但シ昭和十五年中ノ事實ヲ調査シ昭和十六年中ニ報告スベキモノニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

様式第一號

年 月 日 何市(何郡何町、村)長 氏 名 ㊞

農林水產業調查區設定認可申請書

本市(町、村)農林水產業調查區左記ノ通設定致度候ニ付御認可相成度別紙略圖相添(此段及申請候也)

調査區號	農林水產業者	農事實行組合、養蠶實行組合等ノ區域	備考

左記ノ者本市(町、村)農林水產業調查員タル資源調查員トシテ適當ト認メ候ニ付御任命相成度此段内申候也

調査區番號	住所	氏名	出生年月日	職業	名譽職種類別及履歷	年齡	手當額	備考

(注意)

一 職業欄ハ「農業」「林業」「水產業」何市(町、村)書記」「何組合書記」等ノ如ク記入スルニト

二 名譽職ノ種類及履歷概要欄ハ「何市(町、村)會議員」「何市

00023

(町、村長)「商業調査員」、「工業調査員」、「何學校卒業」等
ノ如ク記入スルコト
三 位階勳等アラバ備考欄ニ附記スルコト

左記ノ者本市(町)、村農林水産業調査指導員トシテ最適當ト認メ
農林水産業調査指導員内申ノ件

候二付御任命相成度此段內申候也

二 指導員タルベキモノハ市町村統計主任タル役場所更員ヲ優先的ニ選任シ、其ノ他市町村役場所更員、市町村農會技術員等市町村役場所密接ナル關係アリ且ツ調査員ノ指導者タルニ適スル者タルコト

三 職業欄ハ「何市(町、村)書記」「何市(町、村)農會技術員」「何組合書記」等ノ如ク記入スルコト

四 名職職ノ種類及履歴概要欄ハ「何市(町、村)長」「何學校卒業」等ノ如ク記入スルコト

五 位階勳等アラバ備考欄ニ附記スルコト

六 様式第四號

農林水產業調查事務監督署
何市(町、村)

(注意)		佳所	氏名	出生年月日	職業	名譽職ノ種類及履歴概要	備考
一 指導員ハ原則トシテ各市町村一人トスルコト 但シ特ニ必要アリト認ムルトキハ二人以上ヲ内申スルコトヲ得							

監査員	指示又ハ注意事項
日 月 年	
取扱者	
日 月 年	同上整理ノ顛末
市町村長	

一 指導員ハ原則トシテ各市町村一人トスルコト 但シ特ニ必要
アリト認ムルトキハ二人以上ヲ内申スルコトヲ得

監査員	指示又ハ注意事項
日 月 年	同上整理ノ顛末
取扱者	長村町市
日 月 年	

金川日記

樣式第六號

名鑑
一歲
美
名譽職ノ種類
年
市
市
市
市

農林水產業者臺帳 何市(町、村)第何調查區

八	名	稱
所	在	地
水	產	業者番號

氏名	姓又稱	所住	地八
名	又	在	所又地
稱	住	八	農業者番號
所	所	地	備
在	在	地	考
地	八		

◆鳥取縣訓令甲第五號

昭和二年一月鳥取縣訓令甲第五號鳥取縣市町村統計事務處理規程別冊ニ左記各表ヲ追加シ昭和十六年調査ノ分ヨリ之ヲ施行ス
昭和十六年三月二十二日

鳥取縣知事 八田三郎

第四條 助成金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ申請書(正一通副二通)ニ左ノ書類ヲ添付シ毎年一月末日迄ニ知事ニ之ヲ提出スベシ

一 收支豫算書

二 事業計畫書

三 補助金交付要項

前項ノ書類ノ外知事ハ必要ト認ムル書類ノ提出ヲ命ズルコトアルベシ

第五條 助成金ノ交付ヲ受ケタルモノ前項ニ記載シタル事項ニ重要ナル變更ヲ加ヘントスルキハ知事ノ承認ヲ受クベシ

第六條 助成金ノ交付ヲ受ケタルモノハ收支決算書及事業成績書ヲ翌年度五月末日迄ニ知事ニ提出スベシ

第七條 助成金ノ交付ヲ受ケタルモノ助成金ノ交付ヲ受ケテ支出シタル補助金ヲ返還セシメタルトキハ直ニ其ノ事由ヲ具シ知事ニ報告スベシ

第八條 左ノ各號ノ一二該當スル場合ニ於テハ知事ハ助成金ノ全額又ハ一部ノ還付ヲ命ズルコトアルベシ

二 事業施行ノ方法不適當ト認メタルトキ

三 支出額ガ豫算額ニ比シ著シク減少シタルトキ

一本要項ニ違背シタルトキ

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條ノ助成金交付ノ申請書ハ昭和十五年度ニ限り三月二十日迄トス

◆鳥取縣告示第二百四十八號

左記ノ通奏懿實行組合設立ノ件認可セリ

昭和十六年三月二十二日

奏懿實行組合名

崎津第一

崎津村大字崎津字上區一圓

◆鳥取縣告示第二百四十九號

昭和十五年十一月三十日附ヲ以テ米穀管理事務取扱員左ノ通屬託セリ

昭和十六年三月二十二日

米穀管理事務取扱員

鳥取市書記

西山春次

鳥取縣知事

田

三

郎

茂郎

鳥取縣告示第二百四十九號

昭和十五年十一月三十日附ヲ以テ米穀管理事務取扱員左ノ通屬託セリ

昭和十六年三月二十二日

米穀管理事務取扱員

鳥取市書記

西山春次

鳥取縣知事

田

三

郎

茂郎

米子市書記	富吉俊	西鄉村	散岐村	同
倉田村書記	岩美郡	大御門村	安部村	同
米里村	同	八東村	丹比村	同
津井村	同	中私都村	若櫻町	同
宇倍野村	同	下私都村	池田村	同
成器村	同	佐治村	大村	同
大茅村	同	智頭町	用ヶ瀬町	同
福部村	同	山鄉村	高郡	同
面影村	同	大和村	神戸村	同
本庄村	同	美穂村	明治村	同
浦富町	同	大正村	東郷村	同
田後村	同	豐寶村	松保村	同
八上村	同	同	同	同
八頭郡	同	同	同	同
賀茂村	書記	同	同	同
國中村	助役	同	同	同
船岡村	同	同	同	同
大伊村	同	同	同	同
河原町	同	同	同	同
八上村	同	同	同	同
小池柳藤林今	平小澤仲三鍵奥尾石田武小小吉安山種	大平上本中岡岸森福茗保岩藤今山長	大平上本中岡岸森福茗保岩藤今山長	大平上本中岡岸森福茗保岩藤今山長
林本谷田島喜	井谷田山崎田邦田山林田本田田	井谷田山崎田邦田山林田本田田	井谷田山崎田邦田山林田本田田	井谷田山崎田邦田山林田本田田
善春國良代克	善隆善光忠喜	隆善光忠喜	隆善光忠喜	隆善光忠喜
夫親治雄藏實	一平直繁末	一代	一代	一代
儀武常太	常光增昌金	常光增昌金	常光增昌金	常光增昌金
孝司治澄政春藏廣郎	政春藏廣郎	政春藏廣郎	政春藏廣郎	政春藏廣郎
木尾山田本田田林口	橋野田城村森本本山荷田城田嶋田谷	木尾山田本田田林口	橋野田城村森本本山荷田城田嶋田谷	木尾山田本田田林口
儀武常太	常光增昌金	常光增昌金	常光增昌金	常光增昌金
孝司治澄政春藏廣郎	政春藏廣郎	政春藏廣郎	政春藏廣郎	政春藏廣郎

00029

森川青坂河故伊涌見尾田大保小横田蒲原龍山小和岡山
木
田 田木田崎島藤島生崎中口本谷山中墨田本中泉田本根
久恒 爲英丈賀猪哲德 益市善壽律照房長增爲民龍仁繁永
太
治義茂藏治夫市藏夫藏藏市男郎三明治壽友藏夫藏治美吉

三徳村 三朝村 旭村 助役 村書記 同
倉吉町 竹田村
小鴨村 上小鴨村
山守村 北谷村 南谷村
矢送村 村
灘手村 村
高城村 村
下北條村 中北條村 上北條村
大誠村 荣村 榮村
由良町 下郷村 浦安村 古布庄村
上郷村 八橋町 赤崎町 書記

森赤堀倉倉吉齋谷佐河野隅隅秋西山竹太竹加平松小松津
々
本尾本光田尾口口木本田 藤谷本内田中藤岩本椋原村
松正健利晴多孝利正久博柳竹申健喜光忠豊吉 繁清清善
喜 太
進藏夫孝一雄三市人年郎則一次之治美藏雄繁久豊藏吉正一

00030

西	成美村	安田村	安田村	彦名村	彦名村	渡外	崎津村	崎津村	渡外	江村	江村	渡外	江村	江村	渡外	江村	江村	渡外	江村	江村	渡外	江村	江村	渡外	江村	江村
伯郡	同	收入役	同	書記	書記	上道村	上道村	收入役	書記	書記	同	中濱村	中濱村	同	大篠津村	大篠津村	同	富益村	富益村	同	夜見村	夜見村	同	成美村	成美村	書記補
尙德村	書記	法勝寺村	法勝寺村	收人役	收人役	天津村	天津村	助役	書記	書記	同	上長田村	上長田村	同	東長田村	東長田村	同	賀野村	賀野村	同	手間村	手間村	同	雇	雇	同

大福白板稻武北龜生門佐本小都藤往小渡松松
塚間川岡部尾尾田脇木池谷田本灘徳邊本岡
峰知丑榮哉武武治信繁義忠汎安貞繁暉宗
之次明亟治三夫弘二比治穰京市基宰亮視造史忠
藏知雄明澤

幡鄉村 大幡村 縣村 春日村 岩村 大高村 日吉津村 淀江町 大和村 宇田川村 高麗村 所子村 大山村 庄内村 名和村 御來屋町 光德村 逢坂村 野郡 二部村 黑坂町 大宮村 阿尾緣村 山上村 多里村

倉青木青恩松 橋吉明林押徳金山堤野橋山牛田土山中妹湯
本砥村砥田原 井田石原村永田根島口井岡尾中井根村尾原
忠榮義博鹿勝 勇堅 重光鐵勇繁慎經庄一英邦正鹿實善
久 喜
男藏之篤夫勇 治一勉道治雄高雄吾昇一男一三美雄雄夫

00031

福榮村
石見村
根雨町
日野村
溝口町
江尾村
米澤村
神奈川村
八鄉村

鳥取市農會

米穀管理事務取扱員

小高篠長德竹生瀬小嶋

西橋田岡田内田田谷田

孝雄恭太方 義正賴與
一滿 一

之參郎喜治導郎則雄七

岩美都
倉田村農會
米里村農會
宇倍野
同 同 同 同

米子市農會

書 挑書 挑書 挑書 同 挑書 同 同 挑書
記 手 記 手 記 手 記 手 記 手 記 手

前田渡禪秋河 加下松入大森小石

川中邊田田本 藤村原本崎本林田

國恒商義梅康 延良唯章國孝正

雄一平雄男種 毒清治義郎雄惠義

八
國英
大伊村農會
船岡
國中
同 同 同
頭
賀茂村農會
浦生村農會
岩井町農會
東
本庄
小出
大岩
福部村農會
津ノ井
同 同 同
面影
大茅
成器

書書同書書書書書
記記記手記 記記記手手記記手記手記

小林中山宮稻福
井
手 西本田田谷
田横本垣崎村本水口田口村中關倉中水田

貞芳榮正信德幸
三
治久造春雄郎治
四良由義俊義多金
賀
質郎市造雄良弘藏光武治春郎郎雄治藏

00032

河原町農會
八上村農會
散岐
大御門
安部
八東
丹比
下私都
中私都
佐治村農會
用ヶ瀬町農會
下私都村農會
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

技書 挑書 挑書 挑書 挑書 挑書 挑書 挑書
手記 手 記 手 記 手 記 手 記 手 記 手

竹安下田田山勝田中井松岸坂中木西山細中北北中竹遠
井戸

内井田淵中中崎本原中田垣葉本本村原村本田山尾村島崎藤

太茂佳晴正英 俊一鶴邦繁 市保茂立慶富孝義壽 義謙
之太

郎郎藏正實治博雄利壽雄利淳平二正身治藏治登男董輝喬助

氣

吉岡湖山千松代水保豐實明東大正美穗大和
同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
神戸村農會 高郡山鄉村農會 智頭町農會 社

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
書 挑書 挑書 挑書 挑書 挑書 挑書 挑書
記 手 記 手 記 手 記 手 記 手 記 手

田山山大太西中小奥田加福影岸大守宮
久

淵本下保田尾谷谷村中藤田井本西田本

政末讓 豊虎 光 豊政誠孝武滿
治次吉豐三雄昇清登治實厚一一雄雄篤

賢晴管壽甚傳宇邦
治之 郎助男雄市藏平三

上小鴨 矢送 南谷 山守 北谷 高城 社
灘手村農會 同
上北條 中北條 下北條 灘手村農會
榮 大誠 由良町農會 同

書技書技同書同技書技同書技同書同同技同同書技書技同同
記手記手記手記手記手記手記手記手記手記手記手記手記手記

山河田谷村山高村細矢磯加梶森藤内小野河田倉田池甲石藤
脇本中村岡本橋本川隅江藤井田井田嶋島本中光中谷山田井
壽涼勇廉富熊義義源晴基秀秀秀源正房春四
太
雄寛藏郎一男清夫登雄幸長茂郎雄嗣豊雄夫一雄男勇光郎

浦安農會	西	古布庄	上鄉	下鄉
	八橋町農會	同	同	同
	赤崎	同	同	同
	成美	同	同	同
	安田	同	同	同
	下中山	同	同	同
	上中山	同	同	同
	伯郡	同	同	同
	彦名村農會	同	同	同
外江	渡	崎津	同	同

書技書技同書技書 同技同書技書書技同書同書技書幹書技
記手記手記手記 手記手記記手記 記手記事記手

柏大渡向渡松遠向 梅山太河山山小泉上丸生小若田鈴河田

善 隆 林 喜 藤 正 千 清 俊 直 武 信 榮 剛 博 儀 信 長 正 繁 又
太 次
安 敬 齊 正 一 郎 烏 總 市 人 秋 吉 勝 信 男 幸 一 市 義 性 雄 郎 美 治 吉

幹事同手記

澤石 尾藏伊田德木吉浦村出中鍋原田米砂谷片池田山美藤
多賀
井次

原崎光藤中田下田島上郎山濱田中谷川口山邊中根鼻岡

輝義 万竹嘉延幸壽一康義文秀米照志三一政晴壽忠正
政詮 治榮一藏行一雄男夫春夫雄藏三郎郎郎信夫雄巖男雄

同書技同書技書技書書技書同技同書同技同書技書技同
記手記手記手記手記手記手記手記手記手記手記手記手

水中宮吉百山矢山根北藤松佐戸岡足中陶遠朝今中梶河高徳
々

谷野川田本根城本鈴岡井原木崎本羽原山藤倉市村川原倉丸
道 邦 義文輝増 五正 愛正輝友博純高英美

拔書技同同書技書技同同同書技書同技
手記補記手記手記手記手記手記手

宇加松杉喜蘆名細住寶木木古岸生生石
田美
川藤本原田尾越川田石下山井田田江

正儀最益利清譽正宗壽包幸彥正千輝一
十
晴郎壽市次春富朋明正男男市章壽穗廣

金松金後角笛鍋
山岡田藤田本倉
榮則長壽知武岩
一雄重重孝雄雄

技書同書技書技書同書技書同書
手記補 記手記手 記手記手
宇加松杉喜蘆名細住寶木木古岸生生石
田 美 川藤本原田尾越川田石下山井 田田江
正儀最益利清譽正宗壽包幸彥正千輝一
十 晴郎壽市次春富朋明正男男市章壽穂廣

同書技同書書技
記手 記記手
金松金後角笛鍋
山岡田藤田本倉
榮則長壽知武岩
一雄重重孝雄雄

書技同書技同書技書技書同書同書技書技書技書技
記手 記手 記手記手記手記手 記 記手記手記手
横梅井生板井大竹伴隅大堀加足河永吉安本木足阿中西足門
畑原上田井上江内藤田塚井藤立田見岡田池村立部島山立永
一 英一久辰克節秀義 孝仲大勝繁宏 繩義 節伸一
三皓毅雄幸雄雄已夫幸隆潤己齊吉廣幸正啓榮郎榮昂三吉雄

◆鳥取縣告示第二百五十二號

砂糖配給統制規則第十條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十六年三月二十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

岩美、私都飲食水店業組合

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年三月二十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 大正鼻緒製造組合

(ロ) 地區 氣高郡大正村一圓

二 組合員タル資格

地區内ニ於テ鼻緒ノ製造ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

種別	品	名	規	格	單位	製造業者販賣價格	備	考
鼻緒	擬革並製	大人用	巾長一尺二寸五分	一足	圓	一三五		

巾長一寸五分

一足

圓

備

考

同	子供用	巾長九寸五分	同	一一五				
擬革別太	大人用	巾長一尺二寸	同	一四五				
同	子供用	巾長九寸五分	同	一二五				
(口)	(口)	(口)	(口)	昭和十六年三月二十二日				

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第二百五十四號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地圖内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル員ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年三月二十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名稱 鳥取縣ガラ紡製品販賣業組合

(ロ) 地區 鳥取縣一圓

二 組合員タル資格

地區内ニ於テガラ紡製品ノ販賣業ヲ營む者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

考

00043

種別	品種	規格	單位	販賣業者販賣價格	備
工作業服	三綾ガラ紡	特	一着	一〇、〇六	九、六五
同	同	中	同	同	九、二十四

右價格ハ賣主店先渡價格トス

四 認可ニ附シタル條件
 (ロ) 實施ノ日 昭和十六年三月二十二日

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スベシ

◆鳥取縣告示第二百五十五號
 價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地区内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス
 昭和十六年三月二十二日

鳥取縣知事 八田三郎

一 組合ノ名稱及地區
 (イ) 名稱 鳥取縣學生服布帛販賣商組合
 (ロ) 地區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格
 地区内ニ於テ學生服布帛製品ノ販賣業ヲ營ム者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

種別	品種	規格	單位	卸賣價格
布帛製品	更生地下足袋	裏ス・フ・底ガラ紡一足	一、三〇	一、四九。

本表卸賣價格ハ買主店先渡價格トシ小賣價格ハ賣主店先渡價格トス

(ロ) 實施ノ日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 (ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲示スベシ

◆鳥取縣告示第二百五十六號

馬匹去勢法施行規則第十七條ニ依リ昭和十六年度馬匹去勢ヲ左記ノ通施行ス依ツテ去勢スペキ牡馬ノ所有者又ハ管理者ハ去勢開始時刻迄ニ該馬匹ヲ最寄ノ去勢所ニ牽付クベシ
 昭和十六年三月二十二日

去勢期日 時 刻 去勢場所 出場區域
 四月五日至午前十一時 鳥取市官方家畜市場 田三郎
 四月六日 同 同 同
 四月七日 同 同 同
 四月八日 同 同 同
 四月九日 同 同 同
 四月十日 同 同 同

鳥取縣知事 八田三郎
 鳥取市官方家畜市場
 東伯郡船岡村 同
 西伯郡所子村 同
 米子市勝田町 同

四月十一日
四月十二日 同日野郡溝口町 同
同郡多里村大字多里

◇鳥取縣告示第二百五十七號
東伯郡八橋町大字八橋一七五三番地ノ一徳本清市ニ對シ羊豚商免許鑑札左記ノ通下付セリ
昭和十六年三月二十二日

一 免許年月日 昭和十六年三月十七日

一 鑑札番號 第七七號

鳥取縣知事 八 田 三 郎
一 取扱家畜 縮羊、山羊、豚

右養成所ニ對スル内務省令第九號看護婦規則第二條第一項第二號ニ依ル指定内容變更ノ件左ノ通許可セリ
昭和十六年三月二十二日

一 許可年月日 昭和十六年三月七日

二 生徒種別 甲種 乙種

鳥取縣知事 八 田 三 郎
三 修業年限 甲種 三ヶ年
乙種 二ヶ年四 効力始期 甲種 従來通効力ヲ繼續ス
乙種 昭和十八年三月以後ノ卒業生ヨリ

鳥取縣知事

八

田

三

郎

八

田

三

郎

◆鳥取縣告示第二百五十八號

日本赤十字社鳥取支部病院看護婦養成所

昭和十二年四月鳥取縣告示第二百二十八號統計調査員徽章佩用規定中「農林省統計報告規則並商工省統計報告規則ニ依リ市町村長ニ於テ任命シタル統計」トアルヲ「農林水產業調查規則、商業調査規則及工業調査規則ニ依リ任命セラレタル」ニ改ム
昭和十六年三月二十二日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

彙

報

第九十七號

事 變 特 報

舉 國 一 致
盡 忠 報 國
堅 忍 持 久

00046

大政翼賛會實踐要綱

00047

一、臣道の實踐に挺身す。

即ち、無上絶對普遍眞理の顯現たる國體を信仰し、職分奉公の誠をいたし、ひたすら惟神の大道を顯揚す。

二、大東亞共榮圈の建設に協力す。

即ち、大東亞の共榮體制を完備し、その興隆を圖るとともに、進んで世界新秩序の確立に努む。

三、翼賛政治體制の建設に協力す。

即ち、經濟・文化・生活を翼賛精神に歸し、強力なる綜合的翼賛政治體制の確立に努む。

四、翼賛經濟體制の建設に協力す。

即ち、經濟・文化・生活を翼賛精神に基く綜合的計畫經濟を確立し、以て生産の飛躍的増強を圖り、大東亞における自給自足經濟の完成に努む。

五、文化新體制の建設に協力す。

即ち、國體精神に基き雄渾・高雅・明朗にして科學性ある新日本文化を育成し、内は民族精神を振起し、外は大東亞文化の昂揚に努む。

六、生活新體制の建設に協力す。

即ち、翼賛理念に基き新時代を推進する理想と氣魄を養ひ、忠孝一本國民悉く一家族の成員として、國家理想に結集すべき科學性ある生活體制の樹立に努む。

00048

大 目 次

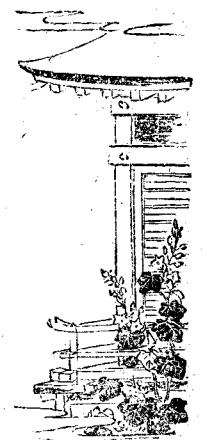
一 大政翼賛運動の本義と組織並に其運營に就て (二) 大政翼賛會組織局 角田 藤三郎 吟 葉

一 スペイ電擊戰 (下) (社寺兵事課) 五一頁

一 主要食糧農產物の增産計畫 (農務課) 五三頁

源資よせ愛・產生よせ増

00049



大政翼賛會運動の本義と組織並に其の運営に就て (二)

大政翼賛會組織局 角田藤三郎

次に國全體の衣替へ、國內の新體制確立と云ふことは、世界全體の衣替へ、所謂世界新秩序確立の一つとして御理解願はなければならぬと云ふことを申上げたいと思ふのであります。

先づ皆さんは、十年程前に皆さんのお考へ方を還へして頂きました。十年前にイギリスがカナダのオッタワにオッタワ會議を開きましたことは、皆さん御承知の通りであります。何故イギリスがオッタワにオッタワ會議を開いたか。申上げるまでもなく、其の當時日本のガム靴が全世界を風靡致し、又日本の紡績産業が全世界を風靡致しまして、紡績産業の本家本元のイギリスのランカシャが、日本の紡績産業の發達のために壓倒されたと云ふことも、御承知の通りであります。

即ち其の當時のイギリスの状態を見ますと、外國の商品がどんよりとイギリスの植民地、本國の方へ流れ込んで参りますがたた

の底に流れて居る考へ方なんであります。

ところが、安い商品がどんどんと他國から這入つて來ることに依つて、イギリス自體の經濟が立行かない。それを防ぐには、經濟が國家の干涉を受けなければ防ぐことが出来ないのであります。即ち高い關稅と云ふ障壁を設けて、外國の商品が這入つて来ないやうにすると云ふ政策を國が行つて呉れなければ、イギリスの經濟が立行かなくなつて參つたのであります。

即ち從來の自由貿易主義と云ふものを放棄致しまして、イギリスの植民地で出來ますところの原料に依つて、本國で商品を生產し、さうして本國で作られたものは植民地で使つて行くと、所謂イギリスの植民地、本國を通じての自給自足經濟の確立と云ふことを申合せたのが、オッタワ會議なんであります。之を稱しまして、大英ブロックの建設と云つて居るのであります。

イギリスが大英ブロックの建設を致しましてから、從來モノロジ主義に立籠つて居りましたアメリカが、矢張り又アメリカブロックの建設を主張し、ソビエートロシアは第一次、第二次五ヶ年計画を通じまして、之又ソビエートブロックの建設と云ふことを試むやうになつて參つたのであります。斯様に十年程前のオッタワ會議は、世界が大きな一つの轉換を致したのであります。

御承知のやうに、イギリス、アメリカ、或はロシアは大きな領土を持つて居りますし、豊富な資源を持つて居ります。ところが、イギリス、アメリカ、或はロシアの此の三大ブロックから食み出されましたところの國々は、或は石炭が豊富であつても石油が足りなかつたり、或は鐵・石炭が豊富でありますと食糧が足りな

めに、イギリス自體の經濟が立行かなくなつたのであります。其處で、イギリスの經濟を立行くやうにするためにはどうしたらいいか、其の相談を致したのがオッタワ會議なのであります。

申上げるまでもないことであります。近代的な產業は、今から二百七十年程前から發展して參つたことは、皆さん御承知の通りであります。其の近代的文明を推進して參りましたところの思想は、何處にあつたかと申しますと、功利主義の思想であり、個人主義的な、自由主義思想と云ふ形を持ちまして其の底を流れています。

申上げるまでもないことであります。各個人々々が所謂弱肉強食の形を取りまして、自我功利の考へ方に立つて富を積んだ者が多く出て参りまするならば、それが國全體の富である。さうした思想を以て近代的な文明をイギリスが全世界に押出しして參つたのであります。

又、今日までの國民經濟學の開祖であると云はれて居りますイギリスの經濟學者のアダム・スミスが「國富論」と云ふ書物を出したのが、經濟學の初めであると云はれて居るのであります。本元がイギリスであることは申上げるまでもないであります。其の本家本元のイギリスが、オッタワ會議を中心致しまして、個人主義的な、自由主義的な考へ方と云ふものにおさらばを告げることになつたのが、オッタワ會議なんであります。

今までの自由主義思想の立場からは、經濟に對して國家が干渉してはいかぬ。政治に對しても國家が干渉してはいかぬ。凡ゆる人間活動に對して國家干渉すべからずと云ふのが、自由主義思想

かつたり、食糧が豊富でありますと、石油が足りなかつたり、鬼に角重要産業資源、軍需資源、食糧資源、醫療資源を自給自足致すことの出来るのが、此の三大ブロックであり、其の三大ブロックから食み出されたドイツ、イタリー、或は日本の如きは、所謂持たざる國と云ふ状態に置かれたのであります。従ひまして、オッタワ會議を契機と致しまして、世界が持てる國と持たざる國に、大きく一つの線が引かれるやうになつたのであります。

それくの民族が、それくの民族としての生々發展の本能を持つて居るのであります。東洋を振返つて考へて見ますると、アジアには十一億六千萬のアジア民族が居るのであります。その中の一割になるかならずの日本民族だけが、近代的な國家生活を營んで居るのであります。他の九割はイギリスか、或はアメリカか、フランスか、何れかのヨーロッパの國々が繁榮致します。そのための足場にされ、踏臺にされて居るのであります。

此の際、同じ文化の流れを持つところの民族は、お互に有無相通ずるところの新しい民族秩序を打建てまして、新しい民族の行き方と云ふものを考へ出さなきやならぬ。さうして此の十一億六千萬のアジア民族は、ガツチリと手を握らなければならぬのであります。

其の當時、大東亞ブロックの建設と云ふことが、我國を中心にして云はれるやうになり、所謂日滿支ブロックの建設、其の新しい民族の行き方に指導的役割を持つべきものは、何と申しますても日本民族に課せられて居る任務であります。それが、大東亞ブロックの建設と云ふ大きな新民族序を打建てると云ふ旗印の下

00051

に満洲事變となり、又、イギリスの政治的世紀支配の秩序でありまするところの國際聯盟から脱退致しまして、さうして力強く大東亜建設に日本が踏み出すやうになつたのであります。

能く世間では、新體制の確立と云ふことを申上げますると、何とか日本がドイツの眞似をするものであるかの如く考へらるゝ人が相當あるのでありまするが、之は飛んでもないことでありまして實はドイツ、イタリーが、日本の行き方と云ふものに對して眞似であるのが、實際の姿なんであります。ドイツ、イタリーでは一指導者、一民族、一國家と云ふ言葉を最近使ふやうになつて居るのでありまするが、之は日本の國柄を羨しく思ひまして、少しでも日本の國柄に近いやうな方法を探らなければ新興ヨーロッパ民族の統一を圖ることは出來ないと云ふ意味から、ヨーロッパ流に一指導者、一民族、一國家と云ふことを云つて居るのであります。

ドイツの雑誌でありますとか、新聞を御覽になつた方は、其の間の消息を充分に御承知と思ふのでありまするが、最近「總力戰」と云ふ言葉が日本でも使はれて居りますが、此の近代戰を「總力戰」と云ふ言葉に依つて、初めて説明致したのがルーデン・ドルフであります。

其のルーデン・ドルフの「總力戰」と云ふ書物の中に、斯う云ふことが書いてあるのであります。日本の民族は何故強いかと云ふ問題を取上げまして、

「日本の民族が強いと云ふ理由は、數千年來日本民族は、連綿として打續いて居るところの國民的信仰を持つて居り、日本民

云ふやうな書物の中にも、總てが只今申上げましたルーデン・ドルフが指して居る此の點を強調し、さうして、二千年前の古代ゲルマンに還へなきやいかぬと云つて居ります。

御承知のやうに、ドイツは一千年前、ゲルマン民族と云ふものに非常な混亂が起きまして、其處に民族的統一を失いて参ったのでありまするからして、其の一千年前の古代ゲルマンに還へなきやならぬと、さうした考へ方に還へることが、日本の國情に少しでも近づくことであると云ふ意味のことを云つて居るのであります。

大東亜共榮圈の確立を目指して、國內の體制を整へて参ると云ふ點に付きまして、昨年の八月二十八日の新體制準備委員會の際の近衛總理の聲明の一一番最初に、斯う云ふことが出て居るのであります。

「今や我國は世界的大動亂の渦中に於て、東亞新秩序建設と云ふ未曾有の大事業に邁進しつゝある。此の秋に當り、世界情勢に即應しつゝ能く支那事變の處理を完遂すると共に、進んで世界新秩序の建設に指導的役割を果すためには、國家國民の總力を最高度に發揮して此の大事業に集中し、如何なる事態が發生するとも、獨自の立場に於て迅速果敢、且つ有効適切に之に對處し得るやう、高度國防國家の體制を整へねばならない。而して高度國防國家の基礎は強力なる國內體制にあるのであつて、此處に政治、經濟、教育、文化等凡ゆる國家國民の生活の領域に於ける新體制の確立の要請があるのである」

斯う云つて居りまするやうに、日本民族が、世界新秩序の建設に

族は其の國民的信仰に歸一して、何時も行動を致して居るから強いのである」と云ふことを書いて居るのであります。

其の國民的信仰とは、申上げるまでもなく、日本民族は神ながらの大道に歸一し、「うみゆかばみづくかばねやまゆかばくさむすかばね……」、何時も大君の御前に命を捧げまつる。此の國民的信仰に國民全體が歸一して居ると云ふことであります。

ヨーロッパ民族もそれ／＼の信仰は持つて居ります。併しながら、其の信仰は國民的信仰とはなつて居りませぬ。例へばイギリスの國民でありますても、ユダヤ系の者はユダヤ教を信じ、或はカトリック教を信ずる。或は又新教を信ずると云ふやうに、それ／＼の信仰は持つて居るけれども、連綿として續いて、而も國民全體が歸一すると云ふ國民的信仰をヨーロッパ民族は持つて居らぬ。此の國民的信仰があるかないかと云ふ點が、其の民族を強くして居るか、弱くして居るかと云ふ意味のこと

を、ルーデン・ドルフは書いて居るのであります。

日本の國柄は、甚だ一指導者と云ふ言葉で、陛下を指すことは畏れ多いことでありまするけれども、併しヨーロッパ流には、一指導者、一民族、一國家。日本の國民が天皇に歸一し奉ると云ふ此の國柄の下に、國家全體が統一されて居る。此の形にならなければいかぬと云ふ意味が、斯様なヨーロッパ的な表現になつて居るのであります。

有名なドイツの名著と云はれて居りまするローゼン・ベルグの「廿世紀の神話」と云ひ、或は又、ダーレ農林大臣の「血と土」と

00052

指導的役割を果すと云ふことは、之は單なる理想ではないのであります。而して、イギリスの政治的世紀支配の秩序である國際聯盟から日本が脱退し、満洲事變に依る満洲國の建設を通じて、民族の新しい行き方と云ふものを日本が身を以て世界に示したこととに刺戟され、ドイツに於てはヒットラー政權が確立したことは、皆さる御承知の通りであります。

私共が、筆國の大理想でありまするところの八絃二字の大精神を世界に顯現すると云ふことを申上げますのは、唯單に、空忿佛として申上げて居るのではなく、既に我々は満洲事變を通じて、世界新秩序の建設に身を以て實踐しつゝあり、ドイツ、イタリーは、此の日本の行き方と云ふものに對して見微つて来て居ると云ふ此の事實に對する世界的な、民族的な誇りと云ふものを我々は充分に持つて、國內の體制に當つて行かなければいけないのであります。何も之は自畫自讚誇張をして居るのではなくして、事實世界新秩序の指導的役割を果して來て居るのであります。ドイツ、イタリーはそれを見做つて、第二次ヨーロッパ大戰を通じて、ヨーロッパ新秩序の建設と云ふ方向に向つて居るのであります。

でありまするから、我々は此處に日本民族としての世界的誇りと云ふものを自覺致しまして、今日の時局に處して行かなければならぬと思ふのであります。此の世界的新秩序建設の指導者としての實踐と、其の誇りと確信あつてこそ、國內新體制の確立に邁進し得ることが出来るのであります。

以上申上げましたことは、一の「臣道の實踐に挺身す」と云ふことより、二の「大東亜共榮圈の建設に協力す」と云ふ二點を大ま

かに申上げたのでありまするが、次に翼賛經濟體制、及び文化體制、生活體制引くるめて申上げたいと思ふのであります。

事變前の當時の考へ方、所謂自我功利の考へ方を根本から變へて頂かなければ、此の新經濟體制と云ふ問題に付ては、御諒解が出来にくいと思ふのであります。

何故かと申しまするならば、從來の者の考へ方でありますると「自分の工場で自分の金で何を作らうと、それは自分の勝手ぢやないか」。又「自分の工場で自分の金でどれだけ儲けやうと、側からつべこべ云ふことは要らぬお世話ぢやないか」。之が從來の考へ方であります。

又農村の側に立つて申しましても、「自分の持つて居る田地をそれを住宅にしやうと、工場の敷地にしやうと、何を作らうと自分の勝手ぢやないか。それにつべこべ云つて貰ひますまい」。之が從來の自由主義經濟の者の考へ方なんであります。

併し、今日の時代に於きましてはそれでは困るんであります。

何故かと申しますと、大東亞共榮圈の建設と云ふ大きな事業を致して居るのでありまするが、大きな事業を行へば行ふ程、多くの物資が必要になることは申上げるまでもないことなんであります多くの物資が必要になつて参りますれば、物資が幾分窮屈になつて参ることも、之又當然なんであります。

さうでありまするから、自分の工場で何を作らうと、自分の土地をどうしやうといよぢやないかと云ふことでは、滑らかに物資を流し、又それを生産して行くことは出来ないのであります。お互の日常生活が、總てが國家的な見地から考へられ、又割出され

00053

00054

併しながら、此の大事業を貫いて参りまするためには、間に合せ的な考へ方、態度と云ふものではないであります。さうでありまするからして、今日我國に取りまして一番必要であることは、戦時の建前が、即ち平時の建前であり、平時の建前が、即ち戦時の建前であります。即ち平戦一如の體制と云ふものが、高度國防國家體制なんであります。

我國が、自由主義經濟にお別れを告げる第一歩でありますた滿洲事變から考へて見まするならば、準戦時體制から戦時體制、さうして今日は高度國防國家體制と、三つの段階を経て來て居るのであります。

今日以後國家として必要なことは、此の高度國防國家體制を築き上げて行くと云ふところにあるのであります。從ひまして、戦時即平時の體制と云ふことは、此處にどうしても凡ゆる部面に国民の全力を集中していかきやいかん。翼賛經濟體制は、其の經濟部面向つての、以上申上げたやうな意味の體制を整へて行かうとするところにあるのであります。

何故さう云ふ方向を辿つて行かきやならぬかと云ふことを、極く大膽みに申上げまするならば、滿洲事變が始まつてから配當制限が行はれたことは、皆さん御承知の通りであります。何故配當制限が行はれるやうになつたかと申しますると、斯うした大きな事業を貫いて行きまするために、例へば飛行機が五千臺必要であると致しまする時に、其の人の營利心に委して儲け放題にして行く、或は作り放題にして行くと云ふ形を取つて参りまするならば、物の消費が増へて、増へば増へるに従ひまして、物の

て行くやうに致さなければならなくなつて参つたのであります。申上げるまでもないことでありまするが、さう云ふ方向に向ふやうになりましたのは、世界的に申しますると、オッタワ會議を契機としてありまするし、又日本自身の問題として申上げまするならば、滿洲事變以來さう云ふ方向に置かれて來て居るのであります。

從ひまして、滿洲事變以來國家が國家的見地から統制して行かなければ、却々物の生産・消費と云ふことが、又は配給と云ふことが滑らかに參りませぬので、さうした從來の自由主義經濟に稍々統制が加はりましたのが、滿洲事變以後であります。其の姿を準戦時經濟と申して参つたことは、皆さん御承知の通りであります。

滿洲事變以來我國は準戦時體制と云ふ形を取り、更に支那事變が始まりましてから「準」と云ふ言葉がなくなりまして、戦時體制と云ふ形を取つて参つたのであります。ところが、支那事變が四年、五年と續いて参りました今日に至りましては、戦時體制を更に引上げた高度國防國家體制に、國全體の建前を變へて行かなければならなくなつて参つたのであります。

戦時體制と云ふことは、戦時に對する平時と云ふ考へ方との對照的なものでありますことは、申上げるまでもないことなんであります。でありまするから、戦時と云へば一時的な、臨時的なものでありますと云ふ考へ方が根本となりまして、戦時對策と申上げますると、一時的な、臨時的な應急處置であると云ふやうな考へ方が、多くの人々の頭の中にこびりついて居るのであります。

値段が鷲上りになることは申上げるまでもない 것입니다。

凡ゆる物價が五割騰ったと致しまするならば、作戦計畫や其の他に於きまして、五千臺の飛行機が必要であるに拘らず、二千五百臺しか手に這入らないと云ふことになります。さうなりますすれば、作戦計畫の上にも狂ひが参りまするし、凡ゆる點に狂ひが参りまするならば、此の大事業を推し進めて行くことが出来ないであります。

其處で、先づ配當制限を行つて、さうして儲け放題景氣のいゝ者が、水のやうに金を使ふと云ふことのないやうにして行く必要のために、此の政策が取られたのでありまするが、實際上は、利益賞與であるとか、何等かの形に於てやられるので、配當制限を行はないと同じやうな結果になつたのであります。

其處で、實際上に於て効果あるやうな方法を國として講じなければならぬと云ふことになりまして、今度は、配當制限を更にばねました利潤統制と云ふことになつて参つたのであります。其の方法と致しましては、どうしても國家が經理監督を致さなければならぬのでありますと、其處に經理統制令と云ふものが行はれるやうになつたのであります。

一つの具體的な例を取つて申上げまするが、配當制限を行ひまするには、矢張り或る一つの商品の原料や、或は材料が、幾ら／＼使はれて來て居るか、又勞働賃金と云ふものが、幾ら／＼拂はれて來て居るか、又工場の設備とか其の他の點には、どれだけの金が費されて居るか、それらに對する資本の利廻りと云ふものは、どれだけのものがなければならぬかと云ふやうな、さうした

原價計算の形を取らなければ、利潤の統制と云ふことが行はれないのであります。それで今日では、二十萬圓以上の資本金の會社に對しましては、それが摘用されて居るのであります。

さう致しまることに依つて、適正利潤とふものが決められ、適正利潤を九分に致しまするならば、九分の利潤の配當を行ひまして、其の他の次の生産を擴大するための資金に積立てると云ふやうな方法を取り、さうして今年よりは來年、來年よりは再來年と、生産力の向上に向つて行くやうに、其の利益金が使はれるやうに致さなければならぬのであります。

もう一つは、從来は技術と云ふものが、非公開主義になつて居つたのであります。之を新經濟體制の面に於ましては、公開主義に依つて行くことになつたのであります。何故公開主義になつたかと申しますと、今日は科學戰であり、技術戰であると云はれて居るのであります。戰爭に勝つためには、國民の精神力が旺盛でなければならぬことは、申すまでもないことであります。併しながら、今日の國際情勢に於きましては、單なる精神力だけでは戰争に勝つことは出來ないのであります。

例へば、或る國が百メートルの火力を持つた火砲車を持つて居り、或る國が、五十メートルの火力より持たないところの火砲車を持つて居つたと致しまするならば、百メートルの火力のある火砲車のために、五十メートルの火砲車がやられてしまふのは當然であります。勿論最後を決定致しまするものは、國民の精神力であることは申すまでもないことであります。併しながら、科學の力、技術の力と云ふものを無視することは出來ないであります。

が、一營利主義の營利主のために犠牲になると云ふことは、生産力擴充を致し、安いいゝ品物を、どん／＼多量に生産して行かなくやならぬ今日の國家的要請の時代に於ては、非常に宜しくないのでありますから、其處で技術者、及び勤勞大衆の働きに應じて、國家がそれに報ひると云ふ方法を取らなければ、技術戰、科學戰に對應するところの生産力の擴充は期し難いと云ふので、さう言ふ方法を、經濟新體制の面に於て採用するやうになつたのであります。

更に申上げて置きたいことは、經濟新體制と言ふと、能く世間では、あれは赤でないかと言ふやうなことが言はれるのでありまするが、之は飛んでもないことであります。從來の自由主義經濟學、及び社會主義經濟學では、計畫的な國家統制經濟と言ふものは、國營であり、專賣でなければならぬと、説いて居るのでありまするが、新經濟體制は、此の專賣國營と言ふ行き方を根本的に否定致して居るのであります。さうして民營に基礎を置いて、國民の總力、國民の總意と言ふものを、充分に發揮して行くと言ふ建前に立つて居るのであります。

以上申上げましたことは、之は工業生産の場合の例を申上げたのでありまするが、之を農業生産の場合に取つて申上げますならば、矢張り同じことが申上げられるのであります。「自分の土地で何を作らうと、又自分の土地をどう處分しやうと自分の勝手ぢやないか」。之が從來の考へ方であつたのであります。之では、決して農業增産の確保を圖ることは出來ないのであります。されば、支那事變が起りました昭和十二年の六月頃から、十三年

のであります。

今までには、甲の工場の或る技師が非常に能率のあるものを證明したと致しまするならば、之を公開することは損であると云ふやうな目先勘定に走り、其の甲の工場を經營して居る一營利主義の資本主のために、其の技術と云ふものが、闇から闇に葬られて居ると云ふのが、今日までの事實であつたのであります。

何故かならば、若し乙なり丙なりの工場の經營主にそれが分つて利用されますならば、自分の工場が立てかなくなるので、乙に内にも知らさないで、其の工場を經營して居るところの一營利主の採算から、闇から闇に葬つてゐたのであります。

文字通り日進月歩の時代に、さうした一營利主の營利心のため、國家的見地から見て必要なところの技術が、闇から闇に葬られると云ふことはいけないと云ふので、技術公開を行ふやうにし既に新聞で御承知のやうに、ス・フなんかでも今日公開主義を採用してどん／＼やつて居りますることは、御承知の通りであります。

勿論國防的な見地、防諜的な見地からは、或る程度技術の秘密と云ふことが保たれなきやならぬのであります。さうした軍の機密に觸れない範圍に於て、其の技師の國家的な聲明と云ふものをお營利心に依つて犠牲にして行くことをなくするために、技術の公開と云ふことが採用されるやうになつて参つたのであります。

又一方には、「技術と勤勞の國家報獎制度」と云ふものが採用されるやうになつたのであります。之は技術者、或是一般勤勞大衆

の末一年半程の間に、耕地が、工場其の他に潰れました面積が、日本全國で四萬町歩程あるのであります。關東地方の各府縣を平均して見ますと、一縣平均九百町歩、群馬縣の如きは、一千町歩以上の耕地が、工場に潰れたのであります。恐らく今日は、もつと多くの數字に上つて居るのぢやないかと思ふのであります。物を作らなきやならぬ肝腎要の耕地が、農林省其の他の農業團體の御存じのない中にどん／＼と工場其の他に潰れてしまつたんでは、決して生産力の擴充は確保出来ないのであります。

勿論、重要產業の生産力は高めて行かなきやならぬのでありまするが、併し、私共が旅行致して能く目に付きますのは、所謂美田、熟田と言はれて居りまする鐵道沿線の立派な耕地が潰れて居るのであります。さうした美田、熟田に工場を建てなければ、重要工業生産品が出來ないと言ふのであれば別問題でありまするが、併し工業生産品は、荒地に工場を建てましても出来るのであります。

併し、一旦潰れた美田を、例へば九百町歩潰れたからと言つて、荒地を九百町歩開墾致しましても、其の美田の九百町歩と、開墾地の九百町歩との生産力は決して同じではないのであります。荒地を美田に致しまするまでには、相當年月と、相當の資力を必要と致すのであります。

それに鑑みまして、本年の二月二十日から、耕地を農業以外の目的に利用致しまする場合には、知事、及び農林大臣の許可を受けなければならぬと云ふ農地管理令が、實施されて居るのであります。

00057

從ひまして、今後米が作られて居りまする土地に、從來の考へ方で工場を建てやうと思はれる場合には、長官の許可を受けなければならぬのであります。若し此の場合に、食糧政策の上に支障があるかないかと云ふことを調査致しまして、支障ありと致しまするならば、其の申出には許可を與へないことになつて居るのです。

又、それと同時に農地管理令は、新に作付の規正を規定致して居るのであります。例へば、諸が一億貫なり國が必要である。それを各縣に割當てる。町村では諸を作つて居らぬ鐵道に働いて居る人であるとか、或は又、小學校の先生とかにも何貫目出しなさいと云ふやうに割當てる。作つて居らぬ人は、どつかから買つて來て役場へ届けると之が事變前後にありましたところの諸の供出の姿であつたのであります。作らない人が買つて來て出したんでは、決してそれは増産ではないのであります。

其處で、どの地方にはどう言ふやうな土壤の土地がある、どの地方はどう言ふ氣候風土であると言ふ調査の上に立ちまして、どの地方では、どの土地で、何をどれだけ作つて出して貰ひたいと言ふやうに、作付の規正を行ふことになつたのであります。丁度へ届けると之が事變前後にありましたところの諸の供出の姿であります。

工業の場合に、平和的な産業を後廻しにして、さうして重要産業に重點を置いて参りますやうに、各農家に不急農作物を止めて頂いて、時局に必要な農作物を作つて頂くやうにしなければならぬのであります。

都會の風景を書いて呉れと言ふ時に、廂が曲つて、壁が落ちて破れた着物がぶら下つて居る繪を書いたら何と言ふか。之は、どつかの貧民窟でも書いて呉れたんかと人は言ふ。都會は廂が曲らず壁が落ちず、破れた股引がぶら下つて居らぬのが當り前であり、廂が曲つて、壁が落ちて、破れたものを着るのが、農村の當り前の姿であると言ふ此の考へ方を直さなきやならぬと思ふのであります。從ひまして、斯る誤つた農村觀と言ふものを叩き直して、明朗な農村にして行かなきやならぬと言ふのが、農業新體制の眼目でなければならぬと思ふのであります。

それで、農村の新しい衣替へが必要になつて参るのであります能く世間では、日本の百姓は五段百姓だと申すのでござりますが、甚だ之は輕蔑したやうな言ひ方で恐縮なんであります。併しながら、全國的な農家一戸平均の耕地面積は一町七畝でありますのに、日本の農家の約七割と言ふものは、一町にも達しない五段百姓なんであります。でありますするから、農家が化物見たやうな形に置かれざるを得ないのであります。

商業を營んで居る人が、其の商業に依つて生活が成立つのは當り前、役所に勤めて居る人が、其の役所から得るところの金に依つて生活が成立つのは當り前であります。ところが、日本の農家は、農業では成立たぬと言ふのが一般の姿であります。さうでありますから、肥料代に困つたと言つては娘をどつか

た法律の發動を待たずして、國民が自發的に協力するやうに孜さなければ、決して國の力と言ふものは、底力あるものとなつて現はないのであります。でありますするから、皆さんは法律の御辯がある前に、それを自發的に行ふと言ふところに、所謂臣道の實踐があるのであります。一々法律に動かされて、丁度馬に駆者があらが心得なきやならぬと思ふのであります。

一面に於きましては、現在我國の小作料は非常に不合理なんであります。但し、其の小作料と言ふものを是正致さなければ、農業生産に對しての安定を圖つて行くことは出來ないのであります。之がために、適正小作料の設定が既に問題になつて居ることは、皆さん御承知の通りであります。

昨年の十二月、大政翼賛會の山形縣支部の發會式に私參りました時に、縣當局の方から承つたのであります。けれども、山形縣地方では、最高小作料の四割の引下げをなして、適正小作料にしたさうであります。私は、まだ御當地の事情は存じませぬが、之はお互が考へなきやならぬ點ぢやないかと思ふのであります。

例へば、農家の風景を有名な畫書さんに書いて貰ひますと、大抵廂が曲つて、壁が落ちて、破れた股引がぶら下つて、さうして庭に一羽の鶏が歩いて居る。其の傾いた廂の横から、梅の枝が首を出しで居ると言ふやうな繪を描いて、甚だ得意になつて居る。又書いて貰つた人も、「却々良くなましき」と感心して居る。廂

00059

へ働きに出すとか、甚しいのは女郎に叩き賣つて、其の子供の血の滴るやうな金で肥料代を貯ふとか、或は年貢代にしなければならぬと言ふやうな姿が、農村のあちこちに見えるのであります。

矢張り明朗な農村、堅實な農村を建てよ参りまするためには農業經營に依つて生活が出来るやうにして行かなければならぬのであります。日本の農村は、現在では大部分が小農の方々なんであります。但し、それを中農範圍の農村に致さなきやならぬのであります。

昭和九年頃の、農林省經濟更生部の調査に依りますると、それは一毛作地、二毛作地と、それ／＼の地方に依つて面積は多少の違ひはござりまするが、現在は大體お化のやうな姿を致して居るのであります。だから、二町乃至二町半經營出来るやうな方法にして行かなければ、百姓が百姓として成立たないと言ふことを言はれて居るのであります。

兎に角、現在の耕地面積の倍以上を經營するやうな百姓にして行かなきやいかぬ。之が今日言はれて居りまするところの適正規模農家の設定、及び適正部落の設定であります。さう致しまして居るのには、土地には限度があるのでありますから、大仕掛な開墾事業を行つて行くと、一今回に於きまして、農地開發團法と書いたために、多くの人を農村から要求して居るのであります。そ

又一方、現在工場方面に於きましては、生産力擴充の勞務動員計

00059

れを又、農村では果して行かなきやいけないのであります。又分村計畫に依りますところの、大陸の經營と言ふことも必要なんであります。少くとも、現在五百六十萬戸の農家があるのであります。斯うした分村計畫と、勞務動員計畫の要求に従つての都會への進出、それから開墾と云ふ此の三つの方法を取つて、初めて適正規模農家の設定と言ふことが行はれるのであります。

能く世間では、労力が不足し、畜力が不足して居る時に、さうした分村計畫だと、或は都會の労力の要求であるとか、そんなことは出来ないし、開墾なんかやつたんだや尙ほ手不足になると斯う言ふことを聞くのであります。此の人達は、ものを發展する姿に於て理解することの出来ない人なんであります。

工業に於て生産力を高めますために、工業の合理化を行ひますると同じやうに、農業の場合に於きましたも、何時までも鉄を捨てて蚯蚓の腸(はらわた)を切ることが、農家の姿であると言ふ封建的な姿から抜け切つて、農業の經營合理化を行ふことが必要なんであります。

其の方法と致しましては、御承知のやうに、現在十數ヶ所に分散して居りますが故に、一段歩の米を作りまするにも、關東地方でありますと、三十二、三人の労力が必要なんであります。それを、一所へ交換分合を行ひまして集團化しまするならば、二割五分の労力の節約が出來ます。又二割五分の節約が出來ますると同時に、農業の機械化の途が、非常に樂になつて参るのであります。

斯るが故にこそ、事變前まで耕耘用のトラクターが、全國で二

00060

更に、今度は配給の方面から見ますると、之も大きな時代の遷り變りと言ふものを、我々は擱むことが出来るのであります。極く簡単に申上げまするならば、事變前の、自由主義經濟時代に於きましての商業者の役割と言ふものは、三つあつたのであります。

それは第一番に、自由取引を通じて物價の調節を圖つたと言ふこと、第二は、自由取引を通じて需要供給のバランスが自然に取れまして、價格の調節を行つたと云ふこと、此の二つの役割を果しながら、消費者に物を配給するといふ三つの役割を果して居つたのであります。

ところが、滿洲事變以來段々と物資が窮屈になつて参りました。では物資が偏在致しまするし、價格が混亂する。其處で切符制度統制經濟の時代に於きましたは、思惑や、見込賣買をやられたんでは、價格の調節と云ふ面であります。之も思惑、見込賣買と云ふものや、國家的、公共的な立場から、**團**、**公**、**團**と言ふ範圍に依つて示されて居りまするやうに、從來の自由價格に代りまするに、統制價格と云ふものに變つたのであります。從ひまして、價格の調節と云ふ役割は商業者の手から消へて、唯、物資の配給者としての役割が残つて居るだけであります。

でありまするから、商業利潤の生じまする餘地が段々少くなつて参りまして、商業利潤に代りまするに、商業手數料と云ふもの

百臺あるかなかつたものが、今日では僅か二、三年程の間に、三千數百臺に増へて居るのであります。而も、馬を飼つたりするよりも安く上りまするから、機械化がどんどん進んで居るのであります。經濟的にも安く、又時間的にも能率が上り、從來四十人の人を要したもののが、機械化で致しますならば十人で済むと言ふのが之が實際の經驗の示して居るところであります。

以上は、大體物を作る側のことを申上げたのであります。但し、何か事業主と、さうして土地を持つて居る方だけが、えらい犠牲を背負はざれるやうに考へられるのであります。適正小作料の設定とか、或は適正利潤の設定に依るところの、犠牲どころで賣れるのであります。併しながら、今日の國家の要求に對しまして、干譯で損を承知で供出をして居るのであります。適正小作料の設定とか、或は適正利潤の設定に依るところの、犠牲どころで賣れるのであります。

さうでありまするから、此の大きな時代の轉換に際しましての犠牲と言ふものは、決して或る一部の人だけが背負はれて居ると言ふ問題ではないのであります。生譯で賣れば、相當いゝ値段で賣れるのであります。

例へば、一般農家の方面で見ましても、諸に例を取つて考へて見ましても、如何に多くの農家の方々が、大きな犠牲を拂つて居るかと言ふことが分るのであります。生譯で賣れば、相當いゝ値段で賣れるのであります。

さうでありまするから、此の大きな時代の轉換に際しましての犠牲と言ふものは、決して或る一部の人だけが背負はれて居ると言ふ問題ではないのであります。生譯で賣れば、相當いゝ値段で賣れるのであります。

さうでありまするから、此の大きな時代の轉換に際しましての犠牲と言ふものは、決して或る一部の人だけが背負はれて居ると言ふ問題ではないのであります。生譯で賣れば、相當いゝ値段で賣れるのであります。

時代の遷り變りと云ふものは、丁度時計の針のやうなものであります。斯うして時計の針を見て居りますると、短い針は動いて居るか居らないか分らない。ところが、私が此處へ立ちましてからは、二時間と四十分経つて居ると云ふことが分るのであります。自分自身は、大きな轉換の中に這入つて居るから分らないのあります。自分自身は、さうした時代の動きといふものに對して充分なるところの觀察が必要であり、其の觀察が出来てこそ、初めてお互の肚がすわるのであります。此の肚がすわるかすわらないか、時代に對するところの觀察に誤りがあるかないかといふことが、之からの時代に大きな作用をなすと思ふのであります。

00061

殊に商業者の場合は、大正年代以後は失業者の溜り場になつて居りまして、役所を辭めた人でも、工場を辭めた人でも、少し金を持つて居りますると商賣を始めたと云ふのが、今までの商業者の實情であつて、何のことはない失業者の溜りが商業で、其の結果が消費する人よりも、現在は商業者の數が非常に増へて、此處に小賣商の過剰と云ふ問題が出て来て居るのであります。それで此處に轉失業と云ふ問題が計畫的配給となつたがために出て参つて居るのであります。

例へば、東京の八百屋さんに例を取つて申しますと、一軒でいゝところに七軒あると致します。すると、八百屋同士が共食ひをやつて居るから立行かないで、他の六軒は何等かの形に於て調整して行かなければならぬのであります。其處に、矢張り商業報國運動としての御指導の御苦心と、又、商業報國運動の必要が其處にあるのであります。詰り人口の再配置と、それから職業の再編成と云ふことが行はれるのであります。

明治維新の際を振返つて考へて頂きましたが、その際に於けるが、慶應三年十二月九日に大政奉還、明治維新の確立と云ふことになつたのであります。其の以前までは、二本の刀を差して居る侍でなければ人間でないやうに、士・農・工・商と云つたのであります。ところが、侍でなければ人間でないやうな立場にあつた其の侍が明治政府の確立と同時に、所謂明治新體制の確立とともに、四百萬のお侍は、今日の言葉で云ふ失業状態に這入つたのであります。

其處で、四百萬のお侍が新しい時代に活けるために、商賣を覺えて、色々生産方面に關係は持つて居るのであります。けれども一旦家に歸りまするならば、お互は大きな消費者なんでありますところが、計畫的な生産、計畫的な配給の面に於て、晝間は相當大きな犠牲を拂ひながら、苦しみながら、家に歸つた際の消費生活に對して、果して秩序ある消費生活、計畫ある消費生活をなし得居るかと申しますと、生産生活と比較して遅れて居るのであります。此のことに、お互は氣付かなきやならぬのであります。

「肥料がない、畜力がない、労力がない、それに増産しろなんて云ふのは無理ぢやないか。だけども、其の無理を忍んで作るところに非常時の姿があるんだ」と云つて皆が非常に苦しんで居るながら、「俺は百姓だから、白米食つたつて當り前ぢやないか」と云ふやうな調子で、白米を自我功利の考へ方で食つたら、晝間のさうした苦しみが、結局夜のお互の消費生活のだらしないことに依つて、自分自身で首縊の枷を引つ張つて居る結果になると云ふことを、自覺しなきやならないのであります。

さうした點に付きまして、矢張り消費生活に秩序があり、計畫ある消費生活を營むためには、一つの秩序、組織と云ふものが必要なのであります。其の組織が部落會であり、町村會であります。都會に於きましては既に木炭、砂糖、米と云ふやうなものは、町内會、部落會は、さう云ふ大きな役割を課せられて居るところに、國民の消費生活に秩序を作り、計畫性を作ることであります。部落會、町内會運動が早く行つて居るか居らないかと云ふこと

えて頂きまするための士族授產制度と云ふものを實施致したのであります。此の士族授產制度と同じ性質を持つて居りますのが、今日の國民職業指導所であります。それから、お侍さんが新しい仕事を覚えますまでに生活不安に陥つてはいけませぬので、ま失業手當と云ふやうな意味も多分にあつたのであります。舊祿證券を發行して居るのであります。

又一方に於きましては、北の方エトローア方面はロシャの進出が強く、北海道は非常に危険な状態にあつた。北海道は非常に人口が稀薄で、未墾地であつたのであります。其處で、奥羽二十六藩の侍には、今日の言葉で申しまする武装移民として北海道の開墾に出て頂くと同時に、北邊の防備に備へて頂いたのであります。今日大東亞共榮圈の確立に際しまして、矢張り北滿方面は人口が稀薄でありますし、國防的見地から申しましても、あちらの方への開拓進出と云ふことが必要なのであります。此の意味から、北滿の開拓、分村計畫と云ふことが喧しく云はれて居るのであります。

昔から歴史は繰返すと云ひまするが、將棋の駒を動かすやうなものゝ云ひ方をして恐縮でありますけれども、さうした時代の大きな轉換の際には、人口の再配置と、職業の再編成が必要なんであります。さう云ふ點に付きまして、今日此處にお集りの此の地方に於ける指導的立場に居られる皆さんには、充分に御觀察を願ひたいと思ふのであります。

以上は生産配給の面から申上げたのであります。併しある者は、或は商人として、或は農民として、或は又工業に從事する者と云ふことを、充分に御觀察を願はなきやならぬと思ふのであります。

斯様に政治が經濟化して參りましたならば、政治の中心に立つ人が、それ／＼の職域を通じての經濟的な専門知識を持つた人でなければ、政治が旨く貽へないと云ふことになるのであります。既に日本國家としては、滿洲事變以來それを要求致して居るのであります。ところが、滿洲事變以來、政治の中心に立つて居る所以あります。政治家と云ふのははどうであるか。お互が政策の貧困を嘯ち、或は又政治の貧困を嘯ち、反省して見なきやならぬ點が此處にあると思ふのであります。

例へば、演説會がありますると、景氣のいゝことを云つた政治家に對して、「パン／＼」と手を叩いて蹴つて来る。家へ歸つて來て考へて見ますると、「あの人には、兎に角景氣のいゝことを云

00062

して、色々生産方面に關係は持つて居るのであります。けれども一旦家に歸りまするならば、お互は大きな消費者なんでありますところが、計畫的な生産、計畫的な配給の面に於て、晝間は相當大きな犠牲を拂ひながら、苦しみながら、家に歸つた際の消費生活に對して、果して秩序ある消費生活、計畫ある消費生活をなし得居るかと申しますと、生産生活と比較して遅れて居るのであります。此のことに、お互は氣付かなきやならぬのであります。

「肥料がない、畜力がない、労力がない、それに増産しろなんて云ふのは無理ぢやないか。だけども、其の無理を忍んで作るところに非常時の姿があるんだ」と云つて皆が非常に苦しんで居るながら、「俺は百姓だから、白米食つたつて當り前ぢやないか」と云ふやうな調子で、白米を自我功利の考へ方で食つたら、晝間のさうした苦しみが、結局夜のお互の消費生活のだらしないことに依つて、自分自身で首縊の枷を引つ張つて居る結果になると云ふことを、自覺しなきやならないのであります。

さうした點に付きまして、矢張り消費生活に秩序があり、計畫ある消費生活を營むためには、一つの秩序、組織と云ふものが必要なのであります。其の組織が部落會であり、町村會であります。都會に於きましては既に木炭、砂糖、米と云ふやうなものは、町内會、部落會は、さう云ふ大きな役割を課せられて居るところに、國民の消費生活に秩序を作り、計畫性を作ることであります。部落會、町内會運動が早く行つて居るか居らないかと云ふこと

00063

つたから盛んに手を叩いて來たが、扱てあの人は何をいはれたんかどうも譯が分らぬ。兎に角景氣のいゝことをいつたから手を叩いて來た。まああれに投票しやうやないか」といふやり方が、今日までの國民の態度であつたのであります。従つて、政策の貧困と、政治の貧困を啣たなければならなかつたのであります。

今日我々國民は、職能組織を土臺とした新しい政治體制を打建でなければなりません。所謂翼賛政治體制と申上げて居りますことは、さうした無責任な政治家を出したり、又、さういふ政治家を踊らすやうな態度をお互が改めなければならぬといふ點にあると思ふのであります。

能く現在の政治家は斯ういふことをいふのであります。「議會は政府を監督するのである。立法權は行政權の上に立つものである」之が從來の議會人の考へ方であります。

我國に於きましては、立法權と申し、行政權と申し、司法權と申し、孰れも之は天皇に屬するものであります。又、憲法第三條に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」、所謂天皇は現神である。従つて、其の現神の天皇の大權は、どちらが上でどちらが下と云ふさうした筋合のものではありません。行政權が後であると云ふ性質のものではない

申上げるまでもなく、十九世紀のイギリスの憲法思想から申しますならば、立法權が行政權を支配し、所謂議會が政府を監督すると言ふのが、之がイギリスの建前であります。イギリスはそれでいゝのであります。併しながら、我國の欽定憲法は行政權も、立法權も、亦司法權も、之は天皇の大權に屬するものであります。立法權が先であります。併し

のであります。矢張り、立法大權に對し奉るところの議會體制と言ふものが確立されて、初めて翼賛議會體制と言ふものが出來るであります。又此のことは、行政大權に對し奉つて、日常不斷に翼賛し奉るところの體制が必要なのであります。

從來の姿では行政組織を通じまして、上からの命令は非常に能く下へは通ずるのでありますするが、下からの意向が下に通すると同時に、行政組織を通じまして、上へは却々通ずる建前になつて居らなかつた。其處で内務省が、部落會、町内會の整備を進められまして、行政組織を通じて、充分に上からの意向が下に通すると同時に、日常不斷に對し奉るところの體制を樹立しなければならぬと云ふ行政組織を通じまして、それの職域を通じての

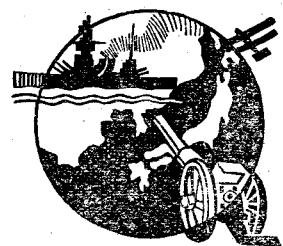
下情上通、上意下達の途が取られなければならぬであります。尙ほ他の經濟體制の整備を行ひまして、それの職域を通じてのさうした國民の職能組織を土臺と致しました新しい翼賛體制の確立と言ふことが、新政治體制確立の内容なんであります。

(未完)

建設へ捧げよ

勤労統後の努力

00064



パ・電 撃 (下)

まだ事變の始まらない昭和三年から昭和十三年までの十年間に我國の中で擧げられたスペイ事件は四千九百件に上つてゐる。まだこの外に要塞法にひつかつたのが四百件もあるのだから、全部合せると五千三百件に達する。全く驚く外はない。

一ヶ月平均して四十四件、二日に三件のスペイがあつたわけである。まだこの他に當局の眼にふれないものもあるだらうから、毎日二つや三つのスペイは全國のどこかで行はれてゐることになる。

事變前でもこの位あつたのだから、事變が始まつてからは多くなつても減る筈はない。毎日四ヶ所も五ヶ所もスペイの怪しい眼が光つてゐるわけである。新聞に發表されないからと安心してはならない。

「人を見たら泥棒と思へ」といふ諺があるが、ほんとうに「怪しい奴を見たらスペイと思へ!」である。

日本人で國を賣るやうな非國民は一人もないに決つてゐる。しかし、つい油斷して大切な秘密を敵に漏し、スペイに利益を與へたなら賣國奴も同様だ。うつかりしてスペイの手先に利用されないやうにせねばならぬ。

スペイは君の隣りにもゐる。

一番困つてゐるのは何だらうか?

蔣介石やそれを援ける國々が知りたがつてゐる事は山ほどある。そしてそれを探し出すためには恐るべき多數のスペイが入り込んだるものと思はねばならない。

食糧や物資はいくらあるだらうか?

「あなたの弟さんは出征されたさうですね」

「え、去年の暮から南支方面に行つてゐます」

「さうですか、お元氣ですか」

「有難う、働き盛りの二十五だから、少し鍛へた方がアレの爲

「お國の長崎の方はお困りでせうね」

「いや、父と次の弟があるのですから、何とかやつてゐるでせう」

「慰問の手紙でもさし上げたいのですが、何部隊ですか」

「最近お便りでありますか」

「えへ、春から西の方に掃蕩戦をやり、近いうちに北の方へ行くと書いてありました。」

こんな会話は汽車や電車や工場の隅でいくらでも聞かれることであらう。別に誰も不思議にも思はずまい事柄であるが、これを頭のいゝスペイが立ち聞きしてゐたらどうであらうか?

「長崎地方で昨年の暮に動員があり、佐藤部隊の下には伊藤・加藤の兩部隊が編成され、主として昭和十年兵を中心召集し、目下南支にあつて新作戦を計畫中」

これは有力な情報として直ちに暗号通信で敵の方へ通報されるだらう。

事變が起つて間もなく、東京の眞ン中に蒋介石の直系秘密結社藍衣社の支部が設けられ、大使館附の現武官を中心にして留学生や商賣人に化けてスペイを使って、出征部隊の聞き込みをやつてゐた事實がある。某大學生に化けた一人は日本語が巧みな幸ひに、聯隊入營日の附添人に紛れ込んで情報を探らうとして憲兵隊に發見されたことさへあつた。

スペイはどこにあるか知れたものぢやない!

00065

◆スペイ看破法

軍需工業地帯に急にバタヤ(紙屑買ひ)がふえたので不審に思つて調べ出した巡査があつた。バタヤは反古の値が上つたのだといふので、今度は紙屑問屋を調べてみると、バルブ再生のため高く賣れるやうになつたといふ。更に突き込んで調べてみると、紙屑は一纏めにしてB國大使館關係の某高官夫人が買ひ入れて、結局は香港にある蔣軍閥の密偵本部に届けられてゐることが判つた。一寸した書きつぶしの紙屑一枚からでも、あるひは軍需品の製造能力が知れ、動員の部隊數が探られないとも限るまい。

この時も、警官がふとした疑問を抱いたことから、重大なスペイが防止されたのである。どんな小さな事でも、怪しければ徹底的に調べて見る必要がある。

◆守れ祖國を!

今回の歐洲動亂が始まつて以來、ドイツでもイギリスでもスペイとスペイ防止には血眼になつて努力してゐる。

イギリスは開戦と同時に國內にいたスペイらしい者を數百名も監獄にぶち込んだ。オランダ、ベルギー電撃戦が始まつてからはドイツ人は勿論、ドイツ人らしい者は残らず捕へて島流しにした。手紙や通信も嚴重に検閲して、外國に聞えて都合の悪いものは片ツ端から禁止してゐる。新聞やラヂオの天氣豫報は絶対に止められた。

ドイツは政府の宣傳省とナチス黨の情報部とが二重にスペイ対策を練り、ボーランドやノルウェイの電撃作戦を一つも洩らさなかつたことは前にも書いた。

00066

ドイツは日頃の四倍、イギリスは二倍半、フランスは五倍、ソ連は二倍、イタリーも二倍近い陣容を整へてスペイとスペイ特に備へてゐる。

正にスペイ戦時代だ!

では日本は?

わが當局には既に確固たる決意と準備があることを信じて疑はないが、しかし當局にはかり任せて置いて、國民は知らぬ顔ではつておいていゝ筈はない。

國民に油斷があればこそ、スペイにつけ狙はれるのだ。一億國民が一人々々緊張してガツチリ腕を組めば、密偵も間諜も活躍することは出來ないわけである。

もしも一寸でも不審なこと、奇怪なことがあれば最寄りの警察署・駐在所や、憲兵隊に知らせやう。それが日本國民の義務である

事いやしくも國家の機密、秘密であり、敵に知られて不利になることは漏らすな、喋るな、書くな、見せるな!たとへ親であつても妻であつても友であつても!

祖国の秘密は、國民で守らう!



主要食糧農產物の増産計畫

戰時下においては、主要食糧農產物の需要が急激に増加する方面に、生産を阻害する諸要因も増してくることは各國その軌を一にしてゐる。食糧に不安なしと稱された我が國も、今日の事態は必ずしも樂觀は許されない。

支那事變の勃發以來、國民の主要食糧たる米麥の生産維持と増産については政府も銳意努力し、戰線や銃後の食糧供給に不安がないやういろ／＼と施設を講じ、毎年増産計畫數量を定めて地方政府官民が政府の施設に呼應して指導獎勵に努め、農業者もまた乏しい資材と減少した努力を活用して、あらゆる逆條件を克服し増産に邁進した結果、ともかくも次表のやうに年々増産の成績を見ってきたのである。

年 次	米生産高 麥生産高
自昭和十年 至同十二年三ヶ年平均	六、三七〇萬石
昭和十三年	二、一四六萬石
昭和十四年	六、八九六
	二、六六〇
	二、六九〇

然るに、昭和十四年の南朝鮮の大旱魃によつて鮮米の内地移入が異常な減少をしたため、國內の米穀需要は一大變調を來すに至つた。そこで昭和十五年の米穀生産計畫目標は昭和十四年よりも三百五十三萬五千石を増加し、内地七千五百萬石と定め各般の施設を講じて銳意増産に努力を傾けたのであつたが、不幸にしてその實收高は六千八十七萬餘石と、計畫目標より千萬石の減收を見るに至つた。天候その他の關係によるとは云へ、まことに遺憾なこ

と云はねばならない。

そこで政府は一方において外米の輸入を確保し、節米その他の米穀消費規正を行ひ米穀國家管理制度を施行する等の諸方策を講じ、官民の協力を要請するとともに、他方において世界情勢の推移と我が國食糧需給の將來とに鑑みて、主要食糧農産物の内地自給強化方策を確立し、以て國防國家體制の基礎を強固にするため昭和十六年度以降的主要食糧増産計画を次のやうに決定したのである。

即ち、昭和十六年度から昭和二十七年に至る約十ヶ年を第一期計画として、米穀千二百萬石、麥類約千二百萬石の増産を期することとし、右増産計画達成のために耕種改善により耕地反當りの增收を圖るは勿論、新たに耕地五十萬町歩（水田二十萬町歩、畑三十萬町歩）を開墾し、他方約百七十萬町歩の耕地改良をなすこととなつた。これがため今度の第七十六議會に農地開発法案を提案し、大規模な開墾や農業水利改良作業については、農地開發營團といふ特殊法人に、國家の強力な監督の下にこれを実施せしめる計画を立てゝあるのである。

(二) 食糧増産計画の樹立

以上述べたやうに、事變以來毎年食糧増産計画を立てゝ實行して來たが、それはどういふ風になされるかといへば、先づ農林省において、從來の實績に従して各道府縣毎に各作物別に生産規準數量を定め、それに可能と考へられる増産目標について、農業園體はそれ／＼の年度の生産計画目標とする。農林省はこれを各道府縣に割當て、それに即應して後述の各種の増産施設のための助成

金、補助金等を分配するとともに、肥料その他の農業用生産資材を割當分配し、その他共同作業を奨励し、農村勞力調整施設を實施せしめるなど、種々の施設を實施するのである。

勿論これとともに食糧増産確保のためには、直接間接に頗る多くの方策が行はれて居り、事變以來法的手段としては「臨時肥料配給統制法」、「硫酸アンモニア增産及配給統制法」、「肥料消費調整規則」をはじめ、「農地調整法」、「臨時農地等管理令」、「小作料統制令」等の各種の對策が講ぜられ、特に部落農業團體の活動促進は重要な施設であるが、直接食糧増産施設のためには「重要農產物增産助成規則」があり、多くの増産施設はこれに準據して行はれることになつてゐる。

そして、さきの各道府縣に割當られた増産數量は更に各郡に割當られ、郡から市町村、市町村から部落に、そして部落は各個の農家にまでそれ／＼の増産數量を割當ることになつてゐる。即ち増産計画は中央から農家に至るまで割當てられ、地方廳、農業園體は勿論、官民は全力をあげて計画目標の達成を圖るのである。尤も從來の増産計画は、毎年の状況に従つて翌年の増産計畫を立て、また食糧増産計画としては米麥を主目標としてきたが昭和十六年度からはや恒久的な主要食糧自給強化十ヶ年計畫を基礎とし、當該年度の食糧事情に即應した臨時應急の増産計畫をこれに加味して、その年の増産計畫を立てることとなつた。同時に食糧事情の推移によつて、米麥等の穀類ばかりでなく、代用食料たる甘諸、馬鈴薯等もこれに含めて、総合的な食糧増産計畫を樹立實行することになつたのである。

金、補助金等を分配するとともに、肥料その他の農業用生産資材を割當分配し、その他共同作業を奨励し、農村勞力調整施設を實施せしめるなど、種々の施設を實施するのである。

00067

00068

00069

(三) 食糧増産計画の内容

かくて昭和十六年度の生産計画目標は

米 穀 七千百四十四萬五千石

麥 類 二千八百七十八萬五千石

これは十六年播付十七年度收穫のものであつてその内訳

は大麥と裸麥千五百七十八萬五千石、小麥一千三百萬石

馬鈴薯 六億六千萬貫

と定められ、これに即して各種の増産施設が擴充強化されることとなつた。

この數量は從來の基準數量に對して、米穀二百六萬四千石、麥類四百八十四萬九千石、甘諸四億五千五百五十萬貫、馬鈴薯一億七千八百萬貫を増産することを目標とするものであつて、これを遂行するには巨額の經費と並々ならぬ努力が必要とする。

今その増産施設の主なものを述べれば

第一 耕地の擴張及び改良施設

右の増産計画を果すためには、栽培技術の改善等により反當り收量の増加を圖るだけでは到底不充分であつて、この際積極的に農地の開發と改良をなすことが極めて緊要である。そこでこのために、開田、開畠、水田造成等をはじめ、農業水利改良事業として用排水幹線改良、農用公共施設、暗渠排水、床締客土、地下水源開發等の諸事業を計畫して居り、これらは從來の施設を擴充するとともに、新設の農地開發營團をして大規模事業を行はせるこ

と云はねばならない。

そこで政府は一方において外米の輸入を確保し、節米その他の

米穀消費規正を行ひ米穀國家管理制度を施行する等の諸方策を講じ、官民の協力を要請するとともに、他方において世界情勢の推

移と我が國食糧需給の將來とに鑑みて、主要食糧農産物の内地自

給強化方策を確立し、以て國防國家體制の基礎を強固にするため

昭和十六年度以降的主要食糧増産計画を次のやうに決定したので

ある。

即ち、昭和十六年度から昭和二十七年に至る約十ヶ年を第一期

計画として、米穀千二百萬石、麥類約千二百萬石の増産を期することとし、右増産計画達成のために耕種改善により耕地反當りの增收を圖るは勿論、新たに耕地五十萬町歩（水田二十萬町歩、畑三十萬町歩）を開墾し、他方約百七十萬町歩の耕地改良をなすこととなつた。これがため今度の第七十六議會に農地開発法案を提案し、大規模な開墾や農業水利改良作業については、農地開發營團といふ特殊法人に、國家の強力な監督の下にこれを実施せしめる計画を立てゝある。

(二) 食糧増産計画の樹立

以上述べたやうに、事變以來毎年食糧増産計画を立てゝ實行して來たが、それはどういふ風になされるかといへば、先づ農林省において、從來の實績に従して各道府縣毎に各作物別に生産規準數量を定め、それに可能と考へられる増産目標数量を加へたものをそれ／＼の年度の生産計画目標とする。農林省はこれを各道府縣に割當て、それに即應して後述の各種の増産施設のための助成

金、補助金等を分配するとともに、肥料その他の農業用生産資材を割當分配し、その他共同作業を奨励し、農村勞力調整施設を實施せしめるなど、種々の施設を實施するのである。

勿論これとともに食糧増産確保のためには、直接間接に頗る多

くの方策が行はれて居り、事變以來法的手段としては「臨時肥料配給統制法」、「硫酸アンモニア増産及配給統制法」、「肥料消費調整規則」をはじめ、「農地調整法」、「臨時農地等管理令」、「小作料統制令」等の各種の對策が講ぜられ、特に部落農業團體の活

動促進は重要な施設であるが、直接食糧増産施設のためには「重

要農產物增産助成規則」があり、多くの増産施設はこれに準據し

て行はれることになつてゐる。

そして、さきの各道府縣に割當られた増産數量は更に各郡に割當られ、郡から市町村、市町村から部落に、そして部落は各個の農家にまでそれ／＼の増産數量を割當ることになつてゐる。

即ち増産計画は中央から農家に至るまで割當てられ、地方廳、農業園體は勿論、官民は全力をあげて計画目標の達成を圖るのである。

尤も從來の増産計画は、毎年の状況に従つて翌年の増産計畫を立て、また食糧増産計画としては米麥を主目標としてきたが昭和十六年度からはや恒久的な主要食糧自給強化十ヶ年計畫を基礎とし、當該年度の食糧事情に即應した臨時應急の増産計畫をこれに加味して、その年の増産計畫を立てることとなつた。同時

に食糧事情の推移によつて、米麥等の穀類ばかりでなく、代用食料たる甘諸、馬鈴薯等もこれに含めて、総合的な食糧増産計畫を

樹立實行することになつたのである。

これには豫算額一千三十二萬餘圓が計上されてゐるが、主なものは

(一) 耕種改善實踐獎勵 全國の各市町村、各部落に亘つて耕種改善規準を設定せしめ、すべての農家に對しこの規準に従つて栽培するやう、各種獎勵施設を講じ

(二) 施肥改善施設 施肥方法の改善、自給肥料の増産等により地力の維持、不足勝の肥料の合理的な施用を圖り

(三) 病蟲害防除施設 生産を阻害する各種病害蟲の防除のため農業藥劑の購入、消毒用噴霧器等防除用器の購入を助成し、病害蟲の發生、繁殖を早期豫察して纖減を圖り

(四) 多收品種子購入配付 從前においても多收良質の品種は奨勵されて來たが、この際品種の如何に拘らず安全多收穫の品種の栽培を一般的に普及せしめ、或ひは優良種苗の配給を圖り

(五) 育苗施設 東部日本的一部ではしばく日照不足低温のため水稻の育苗に支障を來すので、これ等の地帶に溫床苗床を設置

せしめるほか、甘諸については共同育苗圃の經營を助成するとともに、なほ

(六) 食糧増産の試験研究施設擴充

等、差當り考へ得るあらゆる方策を講ぜられてゐるのである。

(四) 増産計畫遂行の道

以上の諸施設を徹底させ、食糧増産の實を擧げるためには、すべての農民が眞に農業報國の精神を昂揚し、黙々として増産に挺身する氣運を醸成するとともに、全國の農業技術指導組織をこれに呼應して整備強化することが必要である。そこで後者のためには中央から地方の末端組織に至る食糧増産技術指導組織（いわゆる食糧増産技術動員施設）を整へることとなり、今回農林省に「食糧增産技術中央本部」を設け、全國を九地區に分けて各擔當指導班はその分擔地區の指導に萬全を期すとともに、地方もまたこれに應じて、道府縣においては、「食糧増産技術指導地方本部」を全郡全市町村にそれゝ「食糧増産技術指導班」を渡れなく設置して、篤農家、精農家を動員して増産指導の完璧を期すこととなつたのである。このために全國に亘り篤農家、精農家、部落農業團體長等から約二十三萬人を選んで「食糧増產實行共勵委員」を嘱託し食糧増産に一齊邁進の態勢を整へよう。

また全農村民の農業報國精神を發揚するためには、昨年秋から今春にかけて全國から一萬五千の中堅農村青年を茨城縣内原の蒲蒙開拓青少年義勇軍訓練所に集め、約一ヶ月の集團訓練を通じて直接これら農村民の自奮自勵を促した。この「農業增産報國推進隊員」はそれゝ現地に歸つてからは、自らの實踐躬行によつて今や全國に食糧増産に挺身するの氣運を巻き起さうとしてなり、政府は本年も更に引續いて新たな推進隊員を選抜して訓練を實施

する豫定である。

更に時局の推移に伴つて、部落農業團體の活動は一層緊切なものとなつてきてゐる。農村に古來から存する隣保互助の精神的紐帶を強固にし、部落を擧げて食糧増産に突き進むことが極めて必要である。それと同時に肥料、労力等不足の下に、今日の食糧需要状況を開闢するためには、單に農業關係官民の努力を俟つのみでは到底不充分であつて、この際都市農村を問はず、農商工業者如何にかゝはらず、全國を擧げて食糧増産に努めることが必要である。尺寸の土地と雖もゆるかせにせず、一分の労力も有効に國家への御奉公に用ひられねばならない。これがためには既に關係各方面の協力を得て空休閑地利用運動、並びに青少年學徒の食糧増産勤労奉仕運動が展開されてゐるが、これらに對しては切に一般の協力を期待してゐる。

農林省

發行者　鳥取縣　鳥取市　東町
印刷所　鳥取縣氣高郡大正村大字古海
農務支所

昭和十六年三月廿二日印刷

00063